



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年2月20日金曜日 第1534号

◇ 目 次 ◇ 告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	161
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	164
医師の指定.....	165
医療機関の指定.....	166
指定医療機関の業務の廃止の届出.....	166
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	166
市営土地改良事業の施行の同意.....	166
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	166
土地収用法に基づく事業の認定.....	166
公有水面埋立工事の出願（2件）.....	167
道路の供用開始（県道壬生川新居浜野田線）.....	169
道路の供用開始（県道今治丹原線）.....	169
道路の区域変更（一般国道197号）.....	169
道路の供用開始（"）.....	170

告 示

○愛媛県告示第316号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年2月20日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
新居浜電子株式会社
新居浜市王子町1番1号
代表取締役社長 渡邊光廣
- 事業場の名称及び所在地
新居浜電子株式会社
新居浜市王子町1番1号
- 特定施設に関する事項
銅めつき装置1号

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第66号 電気めつき施設
特定施設の能力	1日当たり161キログラム処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着工後約2ヶ月
使用開始の予定年月日	完成後直ちに

特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 2.0～5.0 最大 2.0～5.0
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 12 最大 14
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 9 最大 11
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 345 最大 364	

銅めつき装置2号

特定施設の種類	政令別表第1第66号 電気めつき施設	
特定施設の能力	1日当たり286キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後約1ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 2.0～3.0 最大 2.0～3.0
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 3 最大 4
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 10未満 最大 10未満

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 9 最大 11
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 275 最大 316

4 汚水等の処理施設に関する事項
汚水処理施設 I

設 置 年 月 日	昭和62年 3月10日			
処 理 施 設 の 種 類	化学処理 + 物理処理			
処 理 施 設 の 型 式	化学処理 + 物理処理			
処 理 施 設 の 構 造	鋼製エポキシライニング及び強化プラスチックライニング製			
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	中和槽：縦 0.8メートル 横 0.8メートル 高さ 0.8メートル 凝集槽：縦 0.8メートル 横 0.8メートル 高さ 0.8メートル pH調整槽：縦 1.6メートル 横 1.6メートル 高さ 1.7メートル			
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり712立方メートル処理			
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和凝集法			
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続			
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間			
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無 し			
処 理 施 設 に よる処理前 及び処理後 の汚水等 の汚染状態 の値	項 目	処 理 前		処 理 後
		中和処理系	pH調整系	
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 0.7~1.5 最大 0.5~1.2	通常 2.5~3.5 最大 2.0~4.0	通常 6.5~7.5 最大 6.0~8.0
		化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリ グラム)	通常 10 最大 20	通常 2未満 最大 2未満
	浮遊物質 量(単位 1リット ルにつ きミリ グラム)	通常 9 最大 10	通常 5未満 最大 5未満	通常 5未満 最大 5未満
		窒素含有 量(単位 1リット ルにつ きミリ グラム)	通常 10 最大 15	通常 1未満 最大 1未満
	りん含有 量(単位 1リット ルにつ きミリ グラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満	通常 0.1未満 最大 0.1未満	通常 0.1未満 最大 0.1未満
汚水等の1日 当たりの量 (単位 立 方メー トル)		通常 14 最大 28	通常 51 最大 55	通常 51 最大 55

汚水処理施設 II (イオン交換系)

設 置 年 月 日	平成13年 3月15日		
処 理 施 設 の 種 類	物理処理 + 化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	物理処理 + 化学処理		
処 理 施 設 の 構 造	鋼製ラバーライニング		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	活性炭吸着塔：直径 1.2メートル 高さ 2.4メートル イオン交換塔：直径 0.8メートル 高さ 2.4メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり200立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	活性炭吸着 + イオン交換法		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無 し		
処 理 施 設 に よる処理前 及び処理後 の汚水等 の汚染状態 の値	項 目	処 理 前	処 理 後
		水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 8.9~9.5 最大 8.0~10.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリ グラム)	通常 2未満 最大 2未満	通常 2未満 最大 2未満
	浮遊物質 量(単位 1リット ルにつ きミリ グラム)	通常 5未満 最大 5未満	通常 5未満 最大 5未満
	窒素含有 量(単位 1リット ルにつ きミリ グラム)	通常 10 最大 15	通常 1未満 最大 1未満
	りん含有 量(単位 1リット ルにつ きミリ グラム)	通常 0.1未満 最大 0.3	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	汚水等の1日 当たりの量 (単位 立 方メー トル)	通常 165 最大 195	通常 165 最大 195

汚水処理施設 II (蒸留・濃縮系)

設 置 年 月 日	平成13年 3月15日		
処 理 施 設 の 種 類	物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	物理処理		
処 理 施 設 の 構 造	鋼製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	蒸留槽：縦 4メートル 横 5.69メートル 高さ 4.5メートル 乾固槽：縦 2.65メートル 横 2.75メートル 高さ 2.7メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり120立方メートル処理		

汚水等の処理の方式	蒸留			
処理施設の使用時間間隔	連 続			
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間			
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し			
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前		処 理 後
		蒸留系	濃縮系	
水素イオン濃度(水素指数)	通常	通常	通常	
	0.7~1.5 最大 0.5~1.2	10.0~11.5 最大 10.0~12.5	6.5~7.5 最大 6.0~8.0	
化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	通常	通常	
	10 最大 20	150 最大 170	2未満 最大 2未満	
浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	通常	通常	
	5未満 最大 5未満	5未満 最大 5未満	5未満 最大 5未満	
窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	通常	通常	
	2 最大 3	150 最大 200	1未満 最大 1未満	
りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	通常	通常	
	0.1未満 最大 0.1未満	30 最大 50	0.1未満 最大 0.1未満	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 107 最大 120	通常 10 最大 15	通常 97 最大 115	

汚水処理施設Ⅲ(イオン交換系)

工事の着手予定年月日	許可後直ちに			
工事の完成予定年月日	着工後約2ヶ月後			
使用開始の予定年月日	完成後直ちに			
処理施設の種 類	化学処理			
処理施設の型 式	化学処理			
処理施設の構 造	鋼製ラバーライジング			
処理施設の主要寸法	直径1.3メートル 高さ2.6メートル			
処理施設の能力	1日当たり1,080立方メートル処理			
汚水等の処理の方式	イオン交換方式			
処理施設の使用時間間隔	連 続			
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間			
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し			
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前		処 理 後
		蒸留系	濃縮系	
水素イオン濃度(水素指数)	通常	通常	通常	
	5.0~8.0 最大 4.0~8.6	6.5~7.5 最大 6.0~8.0	6.0~8.0 最大 6.0~8.0	
化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	通常	通常	
	100 最大 200	6 最大 10	2.5 最大 3.8	
浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	通常	通常	
	5未満 最大 5未満	5未満 最大 5未満	5未満 最大 5未満	
窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	通常	通常	
	160 最大 240	6 最大 10	3.5 最大 3.9	

汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10	通常 2未満 最大 2未満
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5未満 最大 5未満	通常 5未満 最大 5未満
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 12	通常 1未満 最大 1未満
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 0.7	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 579 最大 637	通常 550 最大 605

汚水処理施設Ⅲ(還元・中和系、脱脂水洗水系)

工事の着手予定年月日	許可後直ちに			
工事の完成予定年月日	着工後約2ヶ月後			
使用開始の予定年月日	完成後直ちに			
処理施設の種 類	化学処理			
処理施設の型 式	化学処理			
処理施設の構 造	鋼製FRP及びポリエチレン他			
処理施設の主要寸法	1次還元槽:直径1.5メートル 高さ1.52メートル 反 応 槽:直径1.1メートル 高さ1.525メートル 中 和 槽:直径1.6メートル 高さ1.83メートル			
処理施設の能力	1日当たり180立方メートル処理			
汚水等の処理の方式	還元法・中和法			
処理施設の使用時間間隔	連 続			
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間			
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し			
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前		処 理 後
		還元・中和系	脱脂水洗水系	
水素イオン濃度(水素指数)	通常	通常	通常	
	4.0~12.0 最大 3.0~13.0	6.0~10.0 最大 5.0~11.0	6.0~8.0 最大 5.8~8.6	
化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	通常	通常	
	100 最大 200	6 最大 10	2.5 最大 3.8	
浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	通常	通常	
	5未満 最大 5未満	5未満 最大 5未満	5未満 最大 5未満	
窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	通常	通常	
	160 最大 240	6 最大 10	3.5 最大 3.9	

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミ リグラム)	通常 10 最大 15	通常 1未満 最大 1未満	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 58 最大 62	通常 12 最大 13	通常 70 最大 75

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 3.8
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 10未満
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.5 最大 6.7
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.16 最大 0.20
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 293 最大 340	

備考 この他に、雨水排水口が1箇所ある。

○愛媛県告示第317号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年2月20日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
新居浜電子株式会社
新居浜市王子町1番1号
代表取締役社長 渡邊光廣
- 事業場の名称及び所在地
新居浜電子株式会社
新居浜市王子町1番1号
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第65号及び第66号
- 変更しようとする事項の内容
汚水等の処理の方法
- 汚水等の処理施設に関する事項
(1) 既設分
汚水処理施設Ⅰ

	変更前			変更後		
	処理前		処理後	処理前		処理後
	中和処理系	pH調整系		中和処理系	pH調整系	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 14 最大 28	通常 83 最大 107	通常 83 最大 107	通常 14 最大 28	通常 51 最大 55	通常 51 最大 55

汚水処理施設Ⅱ(イオン交換系)

	変更前		変更後	
	処理前	処理後	処理前	処理後
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 133 最大 153	通常 133 最大 153	通常 165 最大 195	通常 165 最大 195

汚水処理施設Ⅱ(蒸留・濃縮系)

	変更前			変更後		
	処理前		処理後	処理前		処理後
	蒸留系	濃縮系		蒸留系	濃縮系	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 94 最大 107	通常 10 最大 15	通常 89 最大 102	通常 107 最大 120	通常 10 最大 15	通常 97 最大 115

(2) 新設分

汚水処理施設Ⅲ(イオン交換系)

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着工後約2ヶ月後		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
処理施設の種類	化学処理		
処理施設の型式	化学処理		
処理施設の構造	鋼製ラバーライジング		
処理施設の主要寸法	直径1.3メートル 高さ2.6メートル		
処理施設の能力	1日当たり1,080立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	イオン交換方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.0~8.0 最大 4.0~8.6	通常 6.5~7.5 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10	通常 2未満 最大 2未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5未満 最大 5未満	通常 5未満 最大 5未満

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 8 最大 12	通常 1未満 最大 1未満
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.5 最大 0.7	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 579 最大 637	通常 550 最大 605

汚水処理施設Ⅲ(還元・中和系、脱脂水洗水系)

工事の着手予定年月日	許可後直ちに			
工事の完成予定年月日	着工後約2ヶ月後			
使用開始の予定年月日	完成後直ちに			
処理施設の種類	化学処理			
処理施設の型式	化学処理			
処理施設の構造	鋼製FRP及びポリエチレン他			
処理施設の主要寸法	1次還元槽:直径1.5メートル 高さ1.52メートル 反応槽:直径1.1メートル 高さ1.525メートル 中和槽:直径1.6メートル 高さ1.83メートル			
処理施設の能力	1日当たり180立方メートル処理			
汚水等の処理の方式	還元法・中和法			
処理施設の使用時間間隔	連続			
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間			
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し			
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の	項目	処理前		処理後
		還元・中和系	脱脂水洗水系	
水素イオン 濃度(水素 指数)	通常	通常	通常	
	4.0~12.0 最大 13.0	6.0~10.0 最大 11.0	6.0~8.0 最大 8.6	

汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 100 最大 200	通常 6 最大 10	通常 2.5 最大 3.8
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 5未満 最大 5未満	通常 5未満 最大 5未満	通常 5未満 最大 5未満
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 160 最大 240	通常 6 最大 10	通常 3.5 最大 3.9
	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 10 最大 15	通常 1未満 最大 1未満	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 58 最大 62	通常 12 最大 13	通常 70 最大 75

6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
1号排出口

汚水等の汚 染状態の値	項目	変更前	変更後
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 3.2 最大 4.2	通常 3 最大 3.8
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 5.7 最大 7.1	通常 5.5 最大 6.7
	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 0.17 最大 0.21	通常 0.16 最大 0.20
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 290 最大 340	通常 293 最大 340

○愛媛県告示第318号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成16年2月20日

愛媛県知事 加戸守行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は 診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由	内科	愛媛大学医学部附 属病院	永井将弘	温泉郡重信町大字志津川	平成16年 2月2日
聴覚・平衡・音声又は言語・ そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	"	藤田健介	"	"
肢体不自由・視覚(腫瘍・ 神経障害等による視力障害者 の診療に限る。) ・聴覚(腫瘍・神経障害等による聴力 障害者の診療に限る。) ・平衡・音声又は言語機能障害	脳神経外科	中村脳神経外科	中村 貢	伊予市米湊786番1	"

視 覚 障 害	眼 科	愛媛労災病院	水 戸 毅	新居浜市南小松原町13 - 27	"
呼 吸 器 機 能 障 害	内 科	医療法人愛寿会 西条愛寿会病院	大 南 英 樹	西条市福武甲158 - 1	"

○愛媛県告示第 319 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第19条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり更生医療を担当させる医療機関を指定した。

平成16年 2月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	担当すべき医療の種類	指 定 年 月 日
日本調剤 壬生川薬局	東予市壬生川125番地		平成16年 2月1日
トマト薬局伊予店	伊予市米湊791 - 2		平成16年 2月1日

○愛媛県告示第 320 号

身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第13条の 6 第 2 号の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の業務を廃止した旨の届出があった。

平成16年 2月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	廃止年月日
トマト薬局伊予店	平成16年 1月31日

○愛媛県告示第 321 号

新居浜市吉岡泉土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 2月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 新居浜市吉岡泉土地改良区土地改良事業（維持管理）計画書の写し
 - (2) 新居浜市吉岡泉土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成16年 2月23日から 3月19日まで
- 3 縦覧場所
新居浜市役所

○愛媛県告示第 322 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備事業・鳥越地区）の施行に平成16年 2月 9 日同意した。

平成16年 2月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 323 号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第 8 条第 2 項（同規則第21条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成16年 2月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成16年 2月20日から 3月 4 日まで

○愛媛県告示第 324 号

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成16年 2月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 起業者の名称
丹原町
- 2 事業の種類
丹原町せせらぎ公園（仮称）整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
愛媛県周桑郡丹原町大字北田野及び大字長野地内
 - (2) 使用の部分
愛媛県周桑郡丹原町大字北田野
- 4 事業の認定をした理由
平成16年 1月13日に、丹原町から申請のあった本件事業に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。
 - (1) 土地収用法第20条第 1 号の要件への適合性について
本件事業は、土地収用法第 3 条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当する。このため、本件事業は、土地収用法第20条第 1 号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 土地収用法第20条第 2 号の要件への適合性について
起業者は、本件事業に必要な工事費、用地費等の予算を計上及び計上予定しており、本件事業が施行されることは確実と認められる。このため、本件事業は、土地収用法第20条第 2 号の要件を充足すると判断される。
 - (3) 土地収用法第20条第 3 号の要件への適合性について
本件事業は、第 3 次丹原町総合計画に基づき、地域住民の強い要望に応えるため公園を整備するものである。ア 本件事業は、丹原町の主産業である農業や豊富な農産物をテーマとしたイベント等を開催し、地域の観光

情報等と併せて丹原町をアピールするとともに、地域の内外の人々が憩い、交流することができる公園を整備するものであり、農業の振興や地域の活性化等に寄与することが見込まれ、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存在すると認められる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益として周辺環境への影響が考えられるが、本件事業が環境影響評価法（平成9年法律第81号）等による環境影響評価の対象事業となっていないことから周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、自然的条件、社会的条件、経済的条件及び工事施行等の技術的条件による3案の候補地の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、必要最小限に限定されているものと認められる。

エ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

- (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について
本件事業は、町民の要望に応え、農業や豊富な農産物をテーマとしたイベント等を開催し、地域の内外の人々が憩い交流することができる公園を、第3次丹原町総合計画に基づき整備するものであり、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

- 5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所
丹原町役場

○愛媛県告示第325号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、松山地方局建設部及び中島町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年2月20日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
愛媛県
松山市一番町四丁目4番地2
代表者 知事 加戸守行
松山市持田町122番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

温泉郡中島町大字畑里甲635番4から同甲625番までの地先公有水面

イ 区域

次の1点から6点までを順次直線で結んだ線並びに6点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.57メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点（温泉郡中島町大字畑里甲645番地先の離岸堤に設置された金属錐）は、北緯33度59分35秒、東経132度37分15秒の地点

1点は、基点から真北95度33分52秒154.91メートルの地点

2点は、1点から真北328度43分18秒4.18メートルの地点

3点は、2点から真北238度22分07秒47.90メートルの地点

4点は、3点から真北239度16分31秒15.68メートルの地点

5点は、4点から真北240度52分16秒7.37メートルの地点

6点は、5点から真北105度00分13秒5.19メートルの地点

ウ 面積

278.67平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

温泉郡中島町大字畑里甲635番1から同甲625番までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次の1点から15点までを順次直線で結んだ線及び15点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（温泉郡中島町大字畑里甲645番地先の離岸堤に設置された金属錐）は、北緯33度59分35秒、東経132度37分15秒の地点

1点は、基点から真北84度45分53秒137.19メートルの地点

2点は、1点から真北238度22分07秒48.09メートルの地点

3点は、2点から真北239度16分32秒14.73メートルの地点

4点は、3点から真北175度46分20秒27.21メートルの地点

5点は、4点から真北145度43分20秒15.10メートルの地点

6点は、5点から真北61度13分33秒12.24メートルの地点

7点は、6点から真北60度31分05秒12.00メートルの地点

8点は、7点から真北59度31分03秒7.97メートルの地点

9点は、8点から真北57度39分45秒1.12メートルの地点

10点は、9点から真北58度47分42秒17.22メートルの地点

11点は、10点から真北59度32分00秒6.96メートルの地点

12点は、11点から真北59度27分36秒4.12メートルの地点

13点は、12点から真北57度36分12秒16.31メートルの地点

14点は、13点から真北329度01分03秒11.04メートルの地点

15点は、14点から真北238度22分04秒3.58メートルの地点

ウ 面積

2,901.82平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地 約 170平方メートル

護岸用地 約 110平方メートル

4 出願年月日

平成16年2月4日

ルの地点

3点は、2点から真北303度34分28秒15.08メートルの地点

4点は、3点から真北33度34分28秒3.10メートルの地点

5点は、4点から真北303度34分28秒40.25メートルの地点

6点は、5点から真北213度34分28秒3.10メートルの地点

7点は、6点から真北318度07分47秒8.90メートルの地点

8点は、7点から真北48度07分47秒1.00メートルの地点

9点は、8点から真北318度07分47秒2.20メートルの地点

10点は、9点から真北228度07分47秒1.00メートルの地点

11点は、10点から真北318度07分47秒13.65メートルの地点

12点は、11点から真北48度07分47秒0.20メートルの地点

13点は、12点から真北318度07分47秒0.50メートルの地点

14点は、13点から真北228度07分47秒0.20メートルの地点

15点は、14点から真北318度07分47秒23.50メートルの地点

16点は、15点から真北48度07分47秒0.20メートルの地点

17点は、16点から真北318度07分47秒0.50メートルの地点

18点は、17点から真北228度07分47秒0.20メートルの地点

19点は、18点から真北318度07分47秒23.50メートルの地点

20点は、19点から真北48度07分47秒0.20メートルの地点

21点は、20点から真北318度07分47秒0.50メートルの地点

22点は、21点から真北228度07分47秒0.20メートルの地点

23点は、22点から真北318度07分47秒13.75メートルの地点

24点は、23点から真北8度07分47秒16.93メートルの地点

ウ 面積

1,609.55平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

南宇和郡御荘町平山503番4から同526番2までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からK点までを順次直線で結んだ線並びに

○愛媛県告示第326号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、宇和島地方局御荘土木事務所及び御荘町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年2月20日

愛媛県知事 加戸守行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

御荘町

南宇和郡御荘町平山3063番地

代表者 町長 山下 英雄

南宇和郡御荘町中浦1151番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

南宇和郡御荘町平山503番3から同526番2までの地先公有水面

イ 区域

次の1点から24点までを順次直線で結んだ線並びに24点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.10メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（南宇和郡御荘町平山522番地内に設置された金属錐）は、北緯32度58分21秒、東経132度32分02秒の地点

1点は、基点から真北127度46分19秒78.87メートルの地点

2点は、1点から真北160度11分00秒25.01メート

K点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域
 基点（南宇和郡御荘町平山522番地内に設置された
 金属鈹）は、北緯32度58分21秒、東経132度32分02秒
 の地点
 A点は、基点から真北127度46分19秒78.87メー
 トルの地点
 B点は、A点から真北160度11分00秒25.01メー
 トルの地点
 C点は、B点から真北213度34分49秒50.00メー
 トルの地点
 D点は、C点から真北303度34分49秒61.71メー
 トルの地点
 E点は、D点から真北318度08分08秒123.00メー
 トルの地点
 F点は、E点から真北8度07分47秒46.19メー
 トルの地点

G点は、F点から真北98度07分47秒50.00メー
 トルの地点
 H点は、G点から真北160度38分55秒22.57メー
 トルの地点
 I点は、H点から真北139度02分47秒73.29メー
 トルの地点
 J点は、I点から真北42度00分44秒13.38メー
 トルの地点
 K点は、J点から真北128度55分10秒37.12メー
 トルの地点
 ウ 面積
 11,958.45平方メートル
 3 埋立地の用途
 漁港施設用地
 4 出願年月日
 平成16年2月5日

○愛媛県告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成16年2月20日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	壬生川新居浜野田線	西条市禎瑞字八幡壺番1477番2から 同字壺番1461番1まで	平成16年2月20日

○愛媛県告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成16年2月20日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	今治丹原線	越智郡朝倉村大字朝倉下甲1177番地先から 同大字甲752番2まで	平成16年2月20日

○愛媛県告示第329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成16年2月20日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	197号	大洲市田口字イマイデ甲2642番2から 同市中村字渡シ場1020番3まで	旧	メートル 4.0~13.8	キロメートル 0.275	
			新	4.0~53.5	0.280	

○愛媛県告示第 330 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 2月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	197号	大洲市田口字イマイデ甲2642番 2 から 同市中村字渡シ場1020番 3 まで	平成16年 2月20日